

ID: 54

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	八頭町交流施設条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第90号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(利用許可の取消し又は停止)</p> <p>第7条 交流施設の管理上特別の必要が生じたときは、教育委員会は、利用許可を取り消すことができる。</p> <p>2 交流施設の利用を許可された者に、この条例又は規則等に違反する行為があると認めるときは、教育委員会は、利用の停止を命ずることができる。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文、八頭町交流施設規則第7条及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(利用者の義務)</p> <p>第7条 利用者は、教育委員会の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 利用後の清掃及び整理整頓</p> <p>(2) 喫煙その他火気の利用及び飲食は、指定場所に限るものとする。</p> <p>(3) 利用者は、秩序を保ち、施設、設備を善良な管理と注意を持って利用し、き損又は滅失しないように努めなければならない。</p> <p>(4) 利用者の責に帰すべき理由により施設、設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に報告し、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 利用者が前項の規定に違反したときは、教育委員会は利用の許可を取り消し、以後当分の間利用させないことができる。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日